

発達障害ナビポータルコンテンツ掲載ガイドライン

発達障害ナビポータル運用管理規程（以下「運用管理規程」という。）第4条第四号に規定する「発達障害ナビポータル（以下、「ポータル」という。）のコンテンツ掲載ガイドライン」を以下のように定める。

1 コンテンツ掲載基準

ポータルに掲載するコンテンツは、下記に掲げる基準によりその可否を判断するものとする。

- ・ 運用管理規程第2条（ポータルの目的）に沿った内容であること。
- ・ 官公庁（地方支分部局を含む。）、施設等機関若しくは独立行政法人が関与している情報又は事故、事件その他の全国に発信すべき情報であること。海外の情報を掲載する場合は、その国の政府機関及び国際機関が関与している等で信頼性が高く、学術的にも公益性が高い情報であること。
- ・ 地方公共団体、学術団体その他の公的機関が関与している情報については、内容の公益性が高いものであること。
- ・ 正確を期し、公序良俗に反しないものであること。
- ・ 特定の営利団体への利益誘導を伴う内容ではないものであること。
- ・ ポータルの運用を統括する国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センター（以下「情報・支援センター」という。）の長又は国立特別支援教育総合研究所発達障害教育推進センター（以下「教育推進センター」という。）の長（以下「両センターの長」という。）が認めた内容のものであること。

2 コンテンツ掲載手順、掲載期間、修正・削除等

- ① ポータルへのコンテンツの掲載に当たっては、情報・支援センター又は教育推進センターにおいて、運用管理規程及び前項の掲載基準に則った情報であるかを審議の上、両センターの長が決定する。
- ② ポータルのコンテンツ掲載期間については、両センターの長が決定する。
- ③ ポータルに掲載しているコンテンツについて、事実誤認その他掲載を継続することが不適切と判断される場合、両センターの長は、当該コンテンツを修正又は削除するなど、速やかにこれに対応することとする。

3 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインの見直し（軽微な修正を除く）は、両センターの長がこれを行い、発達障害ナビポータル運用管理委員会に報告する。

4 適用期日

本ガイドラインは、令和3年9月30日から適用する。

本ガイドラインは、令和6年12月25日から適用する。